

公布された規則のあらまし

◇保護施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第6条の2～第7条、第17条関係）

2 施行期日

この規則は、令和3年8月1日から施行することとしました。